

○被疑者取調べ監督実施要領の制定について

平成21年 2月23日

〔岩警務第3号
岩生安第4号
岩刑事第9号
岩交通第7号
岩警備第9号〕 警察本部長

〔沿革〕 令和元年5月岩警務第53号・岩生安第68号・岩刑事第36号・岩交通第42号・岩警備第23号、3年3月岩警務第35号改正

各 部 長
首席監察官
各 所 属 長

被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則（平成20年国家公安委員会規則第4号。）の施行に伴い、別添のとおり被疑者取調べ監督実施要領を定め、平成21年4月1日から施行することとしたから、事務処理上遺憾のないようにされたい。

（別添）

被疑者取調べ監督実施要領

（目的）

第1 この要領は、被疑者取調べの監督に関し、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則（平成20年国家公安委員会規則第4号。以下「適正化規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（留意事項）

第2 被疑者取調べの監督は、捜査部門以外の部門に取調べの監督を行わせることにより、組織内部におけるチェック機能を発揮させ、不適切な取調べの未然防止を図るものであり、被疑者取調べの監督に当たっては、適正化規則第2条第3項の趣旨を踏まえ、監督業務が必要な限度を超えて取調べ警察官その他の関係者の業務に支障を及ぼし、又は犯罪捜査の不当な妨げとならないよう注意しなければならない。

（取調べ監督室）

第3 警務部警務課に取調べ監督室（以下「監督室」という。）を置く。

2 監督室は、被疑者取調べの監督の実施に当たり、関係部門と連携しつつ、必要な指導教養等を行うとともに、適正化規則の円滑かつ適切な運用を図るものとする。

（取調べ監督官）

第4 適正化規則第4条第1項に定める取調べ監督官は、警察本部に置かれる取調べ室に係るものについては、監督室の警部以上の階級にある警察官から本部長が指名し、警察署に置かれる取調べ室に係るものについては署警務課の警部以上の階級にある警察官から警察署長が指名するものとする。

2 前項の指名は、指名書の交付をもって行う。

3 警察署長は、取調べ監督官を指名した際は、監督室を経由して速やかに本部長に報告するものとする。

（監督補助者）

第5 本部長及び警察署長は、必要に応じ取調べ監督官の業務を補助させる者（以下「監督補助者」という。）を指名することができる。

2 前項の規定にかかわらず、当直時間帯における取調べ監督官の業務については、当直責任者及び当直副責任者をもって監督補助者とすることができる。

3 前項の場合の監督補助者は、当直時間帯終了後、速やかに取調べ監督官に業務を引き継がなければならない。

4 監督補助者の指名は、第4第2項及び第3項の規定を準用する。

（巡察官）

第6 適正化規則第8条第1項に定める巡察官は、監督室の警部以上の階級にある警察官から指名する。

(取調べ調査官)

第7 適正化規則第10条第1項に定める取調べ調査官は、監督室の警視以上の階級にある警察官を指名する。

2 取調べ調査官は、当該調査が監察課が行う調査と競合した場合は、本部長の指揮の下、監察課と緊密な連携を図るものとする。

(連絡)

第8 取調べ監督官と捜査主任官(犯罪捜査規範(昭和32年国家公安委員会規則第2号)第20条に規定する捜査主任官をいう。以下同じ。)は、被疑者取調べの監督に関し、相互に緊密な連絡を保つものとする。

2 被疑者取調べを指揮する警察署と被疑者取調べの監督を行う警察署とが異なる場合においては、特に、取調べ監督官と捜査主任官の緊密な連絡を保つものとする。

(監督の実施)

第9 捜査主任官等は犯罪捜査に支障を生じない範囲で被疑者取調べの予定を取調べ監督官に連絡するものとする。

2 取調べ監督官は、事件指揮簿(犯罪捜査規範第19条第2項)、取調べ状況報告書(犯罪捜査規範第182条の2第1項)等の閲覧及び取調べ状況管理システムの確認を行うほか、被疑者取調べに関する苦情の通知を受けることその他の方法により、被疑者取調べの状況を確認し記録するものとする。

3 取調べ監督官は、前項の確認において、適正化規則第3条第2号に規定する監督対象行為(以下「監督対象行為」という。)に該当するか判然としなかった場合において、捜査主任官に所要の業務上の指導等を促すことが適当であると判断した場合等は、捜査主任官に当該確認の結果を通知するとともに、その旨を記録するものとする。

4 取調べ監督官は、第2項の確認を行った場合において、現に監督対象行為を認めた場合は、適正化規則第6条第3項又は第4項に規定する措置を講ずるとともに、所属長に報告の上、当該措置の内容を監督室を経由して本部長に報告するものとする。

(苦情の通知)

第10 捜査員が被疑者取調べについて苦情の申出を受けたときは捜査主任官に、留置業務に従事する職員が苦情の申出を受けたときは留置主任官に、その他の警察職員が苦情の申出を受けたときはその上位の職にある警察職員にそれぞれ報告するものとする。

2 前項の報告を受けた捜査主任官、留置主任官及びその他上位の職にある警察職員は、速やかに、自署所属の取調べ監督官にその旨及びその内容を通知するものとする。

3 取調べ監督官は、前項の通知が管轄以外の取調べ室における被疑者取調べに係るものであるときは、当該取調べ室に係る取調べ監督官に当該苦情の申出を受けた旨及びその内容を通知するものとする。

4 取調べ監督官は、前2項の通知を受けた場合、速やかにその旨及びその内容を所属長に報告の上、監督室に報告するものとする。

5 監督室は、被疑者取調べについての苦情に関し、岩手県警察苦情処理要綱に定める関係所属長及び管理責任者と緊密に連携を図るものとする。

(他都道府県との連絡)

第11 被疑者取調べに当たり、他都道府県警察との間で犯罪捜査共助規則(昭和32年国家公安委員会規則第3号)に基づく共助を実施するに当たっては、捜査担当部門において同規則第4条に規定する共助の依頼を行う場合又は受けた場合、監督室にその旨を連絡するものとする。

2 監督室は、対象となる被疑者取調べが他の都道府県警察で行われる場合は、当該監督の実施及びその結果について緊密に連絡するものとする。